

## 入札説明書

この入札説明書は、平成28年1月15日付け北海道博物館告示第4号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道博物館長 石森 秀三

### 2 入札に付す事項

#### (1) 契約の目的の名称及び数量

北海道博物館多言語翻訳業務 一式

#### (2) 契約の目的の仕様その他の明細

別添業務仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から平成28年3月18日まで

#### (4) 納入場所

北海道博物館（札幌市厚別区厚別町小野幌53-2）

### 3 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道博物館告示第3号に規定する北海道博物館多言語翻訳業務に関する資格を有すること。

### 4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年1月15日（金）から平成28年1月26日（火）まで（1月18日（月）及び1月25日（月）の休館日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

北海道博物館総務部総括グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 北海道博物館総務部総括グループ

電話番号011-898-0456

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2北海道博物館会議室

(2) 入札日時 平成28年2月3日（水）午前10時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

## 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

## 7 送付による入札の可否

認めない。

## 8 契約書作成の要否

要

## 9 予定価格等

(1) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(2) 最低制限価格

設定していない。

## 10 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 11 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

### 12 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 13 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 14 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

### 15 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道博物館総務部総括グループ

イ 所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2

16 前金払

契約金額の3割に相当する額以内とする。

17 概算払

概算払はしない。

18 部分払

部分払はしない。

19 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

20 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

21 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

22 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

23 その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。